

お客さま各位

広島みどり信用金庫

キャッシュカード振込機能の利用制限について (還付金詐欺等の振り込め詐欺被害からお客様のご預金をお守りするために)

日頃は広島みどり信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、キャッシュカードによる振込みにおきまして、お振り込みに不慣れなご年配のお客さまをATMコーナーに誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」等が急増しております。

当金庫では、このような「還付金詐欺」等の被害を防止するために、以下のとおり、キャッシュカードによるお振り込みの利用を一部制限させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金を犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 対応の内容

次のお客さまにおかれましては、ATMでのキャッシュカードによるお振り込みができなくなります。(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

(1) 対象となるお客さま

当金庫で口座をお持ちの

① 70歳以上で かつ

② 過去1年間、キャッシュカードによるお振り込みをされていない口座をお持ちのお客さま

(お振り込みをされていない口座にのみ対応します。)

(2) 対応開始日

平成29年3月21日(火)より

2. 対象のお客さまがキャッシュカードによるお振り込みを希望される場合

営業時間内に、当金庫の窓口にご本人さまが確認できる書類(運転免許証、健康保険証等)をご持参いただき、お申し出ください。ご本人さまを確認のうえ、お振り込み手続きをさせていただきます。

3. ATMで継続的にキャッシュカードによるお振り込みを行う場合の手続き

営業時間内に、当金庫の窓口にご本人さまが確認できる書類(運転免許証、健康保険証等)とご印鑑をご持参ください。

以上

<上記についてのお問い合わせ>



広島みどり信用金庫 事務企画課

0824-72-5588 (平日9時~17時)